

第 17 号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成 12 年足立区条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表第 2 に定める使用料」を「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

施設使用料

使用区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前 9 時から午後零時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
研修室 1	3,100円	3,800円	4,500円
研修室 2	1,600円	1,900円	2,300円
研修室 3	1,600円	1,900円	2,300円
研修室 4	1,600円	1,900円	2,300円
研修室 5	1,600円	1,900円	2,300円
コンピュータ学習室	1 時間・パソコン 1 台につき 大人 200円 小中学生 100円		
ビデオスタジオ	1 時間 500円		
ビデオ編集室 1			
ビデオ編集室 2			

ビデオ編集室 3		1 時間 200円			
講 堂	平日	6,300円	8,000円	9,600円	
	土 曜 ・ 日	9,600円	1 万 1,900円	1 万 4,300円	
	曜 ・ 休日				
講義室 1		1,900円	2,400円	2,800円	
講義室 2		1,600円	1,900円	2,300円	
講義室 3		1,600円	1,900円	2,300円	
コンピュータ研修室 (下段の金額は機器使用料)		午前	午後 1	午後 2	午後連続
		午前 9 時から午後 零時 3 0 分まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで
		1,700円 1 万円	1,100円 6,500円	1,300円 7,500円	2,100円 1 万 3,000円
					午後 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
					2,600円 1 万円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1 件 1 回につき 5,000円以内において教育委員会が定める額とする。
- 3 2 以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

別表第 2 (第 9 条関係)

駐車場使用料

単 位	使 用 料
3 0 分につき	2 0 0 円

備考

- 1 使用時間が 3 0 分未満のとき又は使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、3 0 分として計算する。
- 2 教育委員会又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（ 提 案 理 由 ）

生涯学習センターの使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。